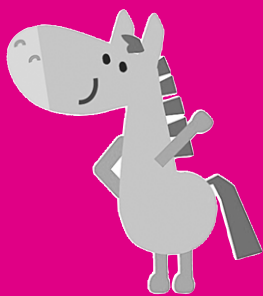


悪質商法・詐欺に気を付けて！

ウマに話でござい！



お問い合わせ

市民課生活相談係
☎ 43-7044

近年、市には「身に覚えのない請求書が届いた」「注文していない商品が送られてきた」など、悪質商法に関する相談が数多く寄せられています。

また、未公開株や怪しい社債のほか、新しいエネルギー資源に関する事業、東京オリピックに関連する投資詐欺なども増えており、高額のお金をだまし取られたという被害事例もあります。

「自分だけはだまされない」と思っていますか？消費者を狙った手口は巧妙かつ悪質で、若者から高齢者まで誰もが被害者になる可能性があります。悪質商法の手口を知り、消費者トラブルに巻き込まれないよう注意しましょう。

悪質商法とは？

悪質商法とは、違法または不当な手段・方法で行われる商法のことです。「悪徳商法」や「問題商法」とも言われます。様々な手口で巧みに消費者を勧誘し、高額な商品売りつけようとする商法です。

勧誘・契約方法に問題があるものや商品自体に問題があるもの、犯罪になつてしまう可能性のあるものもありますので、十分に用心し

「元本保証」や「絶対に儲かる」、「高額当選」などの言葉に騙されないよう、日ごろから十分に気を付けましょう。



こんな被害に注意！

【送りつけ商法】

突然「注文を受けた健康食品を送ります」などの電話があり、「注文していません」と断つても「注文を受けたから、あなたの住所も電話番号も知っている」「申し込んだのだから払え」などと高圧的に言い、強引に商品を送りつけてきます。

対処法

・申し込んだ覚えがないのに、このような電話があった場合、「いりません。もう電話しないでください」ときっぱり断りましょう。



※断ると、後日「キャンセルされて損害が発生した」など損害賠償請求書が送付されるケースもありますが、覚えのない請求は無視し、不安な場合はご相談ください。

断つたにもかかわらず、代金引換で商品が送られてきた場合には、受け取り拒否をすると宅配業者に伝え、安易に受け取らないようにしましょう。



心当たりのない宅配便などで、現金書留封筒や振込用紙を同封した商品を受け取ってしまった場合は、絶対にお金を郵送したり振り込んだりしてはいけません。

☆受け取ってしまった商品は、14日間使用したり処分したりしないでください。14日間が過ぎれば、受け取った側は自由に使用・処分することができま

【投資詐欺】

ある日突然、A社からパンフレットが送られてきます。その後、B社から「A社のパン



フレットが届いてないか」、「パンフレットが届いた人しか購入できない投資なので、代わりに購入してほしい」と電話があり、「出資金の3倍で買取る」などと話し投資するよう仕向けます。しかし、購入後に連絡しても業者は行方をくらまし、買い取ってもらえないことはできません。

対処法

・「高値で買い取る」「謝礼を払う」と持ちかけてくる勧誘電話には耳を貸さず、きっぱりと断りましょう。高額で買い取る約束が実行された例はなく、投資したお金もほぼ取り戻せません。

・一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言ってお金をだまし取る手口も増えていきます。絶対にお金を支払わず、相談窓口ご連絡しましょう。

・留守番電話設定や発信番号表示サービスを利用し、登録した番号以外からの電話には出ないという対策も有効です。

